

信州大学松本地区課外活動共用施設（サークルボックス）使用上の心得

- 1 信州大学松本地区課外活動共用施設（サークルボックス）（以下「共用施設」という。）は、信州大学の課外活動団体のうち松本に拠点を置く団体（以下「課外活動団体」という。）が、共同で課外活動に使用することができる。
- 2 共用施設の使用を希望する課外活動団体の代表責任者は、所定の期間内に学生団体届出書等と共にボックス使用申請書を学生総合支援センターに提出し、許可を得なければならない。
- 3 共用施設の使用許可期間は、6月1日から翌年の5月31日までとする。
- 4 共用施設の使用時間は午前8時から午後9時30分までとする。
時間延長を希望する場合は、希望する日の7日前（土日祝日は含まない。）までに学生総合支援センターに申し出て、許可を得なければならない。ただし、音出しは午後9時までとする。
- 5 共用施設の鍵は使用を許可された団体（以下「使用許可団体」という。）の責任者の申し出により、責任者に貸与する。
- 6 責任者が交替または異動した使用許可団体は、新旧責任者が学生総合支援センターにおいて共用施設の鍵の引き継ぎを行うものとする。
- 7 共用施設の鍵を紛失した場合は、責任者が学生総合支援センターに申し出なければならない。この場合において、共用施設の鍵の再貸与にかかる経費は、当該使用許可団体が負担するものとする。
- 8 使用許可団体の故意または過失により、共用施設、設備または備品を紛失、破損または汚損した場合は、速やかに管理者へ申し出るとともに当該使用許可団体が弁償しなければならない。
- 9 共用施設を使用する者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。
以下のことが守られない場合や、使用状況が悪く、管理者の改善指示にも拘らず改善が見られない場合は共用施設の使用を禁止するものとする。
 - ① 使用時間を厳守すること。
 - ② 著しい喧噪（特に講義時間中や夜間の歌声、楽器演奏等）または、風紀を乱す等、他人に迷惑になる行為をしないこと。
 - ③ 火気を使用しないこと。（石油、灯油及びガスを使用し、燃焼部分が露出している物）
 - ④ 共用施設の設備及び備品等は、大切に扱うこと。
 - ⑤ 整理・整頓をお互いに心がけ、落書、改造等をしないこと。
 - ⑥ 最終退出者は、消灯を忘れずに励行し、施錠は的確に行うこと。
 - ⑦ その他管理者の指示に従うこと。

附 則

この心得は、平成 16 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この心得は、平成 18 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この心得は、平成 19 年 10 月 1 日から実施する。

附 則

この心得は、平成 25 年 9 月 13 日から実施する。

附 則

この心得は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。